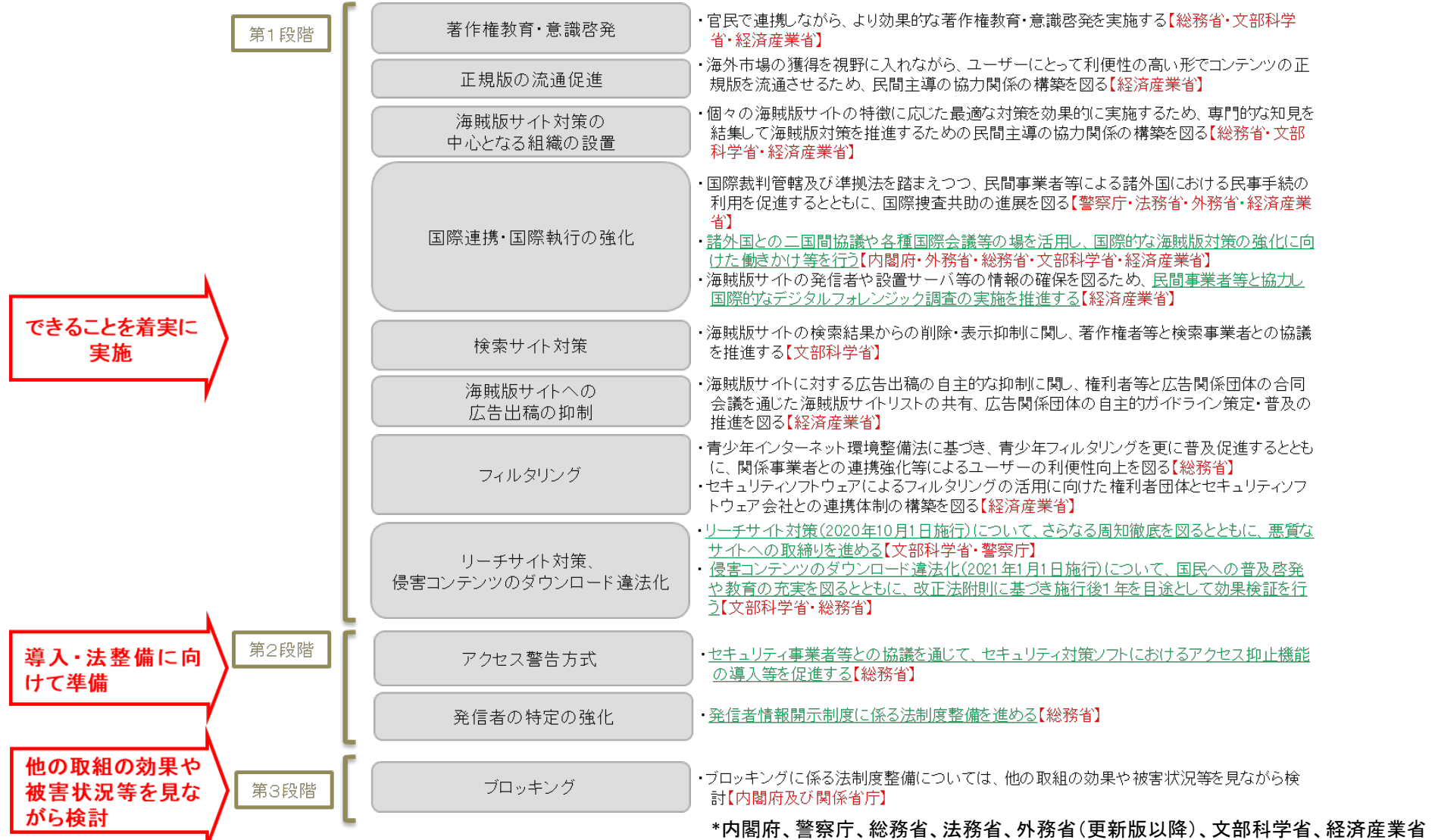


インターネット上の海賊版対策に係る 総務省の取組の進捗状況について

2021年10月

総務省 総合通信基盤局

- 2019年10月に、関係省庁*による海賊版対策の取り組みとして、「総合的な対策メニュー」を公表。
- 2021年4月に、その後の状況の変化などを踏まえ、「総合的な対策メニュー更新版」を公表し、海賊版対策を実施。



*内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省(更新版以降)、文部科学省、経済産業省

- 依然として社会問題となっているインターネット上の海賊版に対する総合的な対策の一環として、総務省として、関係省庁・関係団体及び事業者と連携しつつ実施する取組について、以下の政策メニューを新たに取まとめ、今後推進を行う。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「e-ネットキャラバン」の講座内容に2021年1月に施行される著作権法改正(海賊版コンテンツのダウンロード違法化)の内容をアップデート【実施済、継続的に実施】
- ②著作権法改正の内容をアップデートした「インターネットトラブル事例集(2021年版)」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【実施済、継続的に実施】
- ③出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表。携帯事業者の全国の販売店の店頭や青少年への普及啓発の現場等において広範な周知・啓発を実施【実施済、継続的に実施】

2. セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進

- ①セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止機能に関するユーザの意向調査を実施【実施済、継続的に実施】
- ②セキュリティ事業者等との実務者検討会を開催。上記調査結果等も踏まえ、セキュリティ事業者や携帯電話事業者が提供するセキュリティ対策ソフトにおいて全年齢に向けたアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけ【継続的に実施】

3. 発信者情報開示に関する取組

- ①海賊版コンテンツをアップロードする匿名の発信者の特定に資するため、開示対象となるログイン時情報の明確化、新たな裁判手続の創設といった内容を含む、発信者情報開示制度に係る法改正を実施【2021年4月成立】

4. 海賊版対策に向けた国際連携の推進

- ①海賊版サイトのドメイン名に関し、ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応の強化について、国際的な場(ICANN等)において議論を推進【ICANN会合において継続的に実施】
- ②国外の海賊版サイトのサーバ設置国の通信所管省庁等に対して、著作権を侵害する違法コンテンツの削除や発信者情報開示制度に関する意見交換及び対応強化に関する働きかけを実施【今年開催される二国間政策対話等に向けて準備】

①アクセス抑止機能に関するユーザの意向調査(2020年度予算施策)

- 2021年1月に施行される著作権法改正(海賊版コンテンツのダウンロード違法化)を踏まえ、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能に関するユーザへのアンケート調査を実施【実施済、継続的に実施】

②セキュリティ事業者や携帯電話事業者との実務者検討会の開催

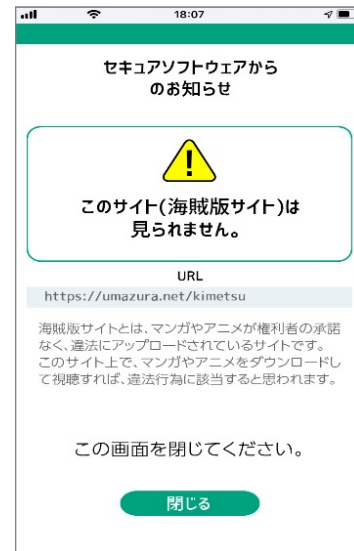
- セキュリティ事業者等との実務者検討会を2020年8月以降継続的に開催。上記の調査結果を踏まえ、セキュリティ事業者や携帯電話事業者が提供するセキュリティ対策ソフトにおいて、全年齢に向けたアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけ【継続的に実施】
- 海賊版サイトのアクセス抑止効果を持つセキュリティ対策ソフトの導入・普及促進の検討・実施【セキュリティ対策ソフトへのアクセス抑止機能導入の進捗を踏まえて実施】

<セキュリティ事業者等との実務者検討会への参加企業・団体>

- ・トレンドマイクロ株式会社
- ・マカフィー株式会社
- ・ソースネクスト株式会社
- ・株式会社カスペルスキー
- ・一般社団法人コンピュータソフトウェア協会
- ・特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会
- ・NTTドコモ
- ・KDDI
- ・ソフトバンク
- ・楽天モバイル
- ・総務省

2021年9月時点で、トレンドマイクロ・マカフィー・ソースネクスト・NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク・楽天モバイルにおいて、(一社)ABJのリスト等をもとに、海賊版サイトへのアクセス抑止機能を導入

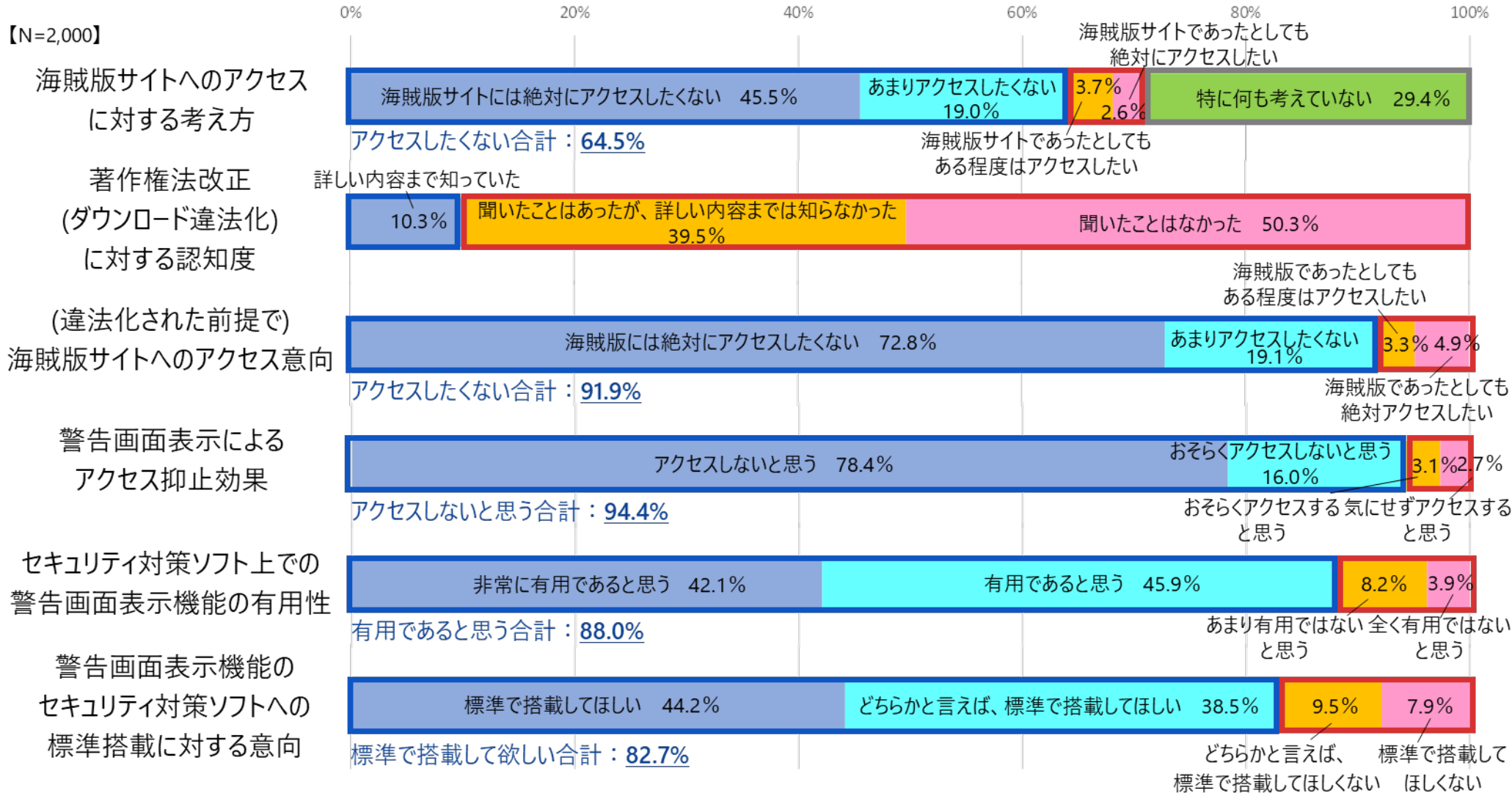
【警告表示(イメージ)】



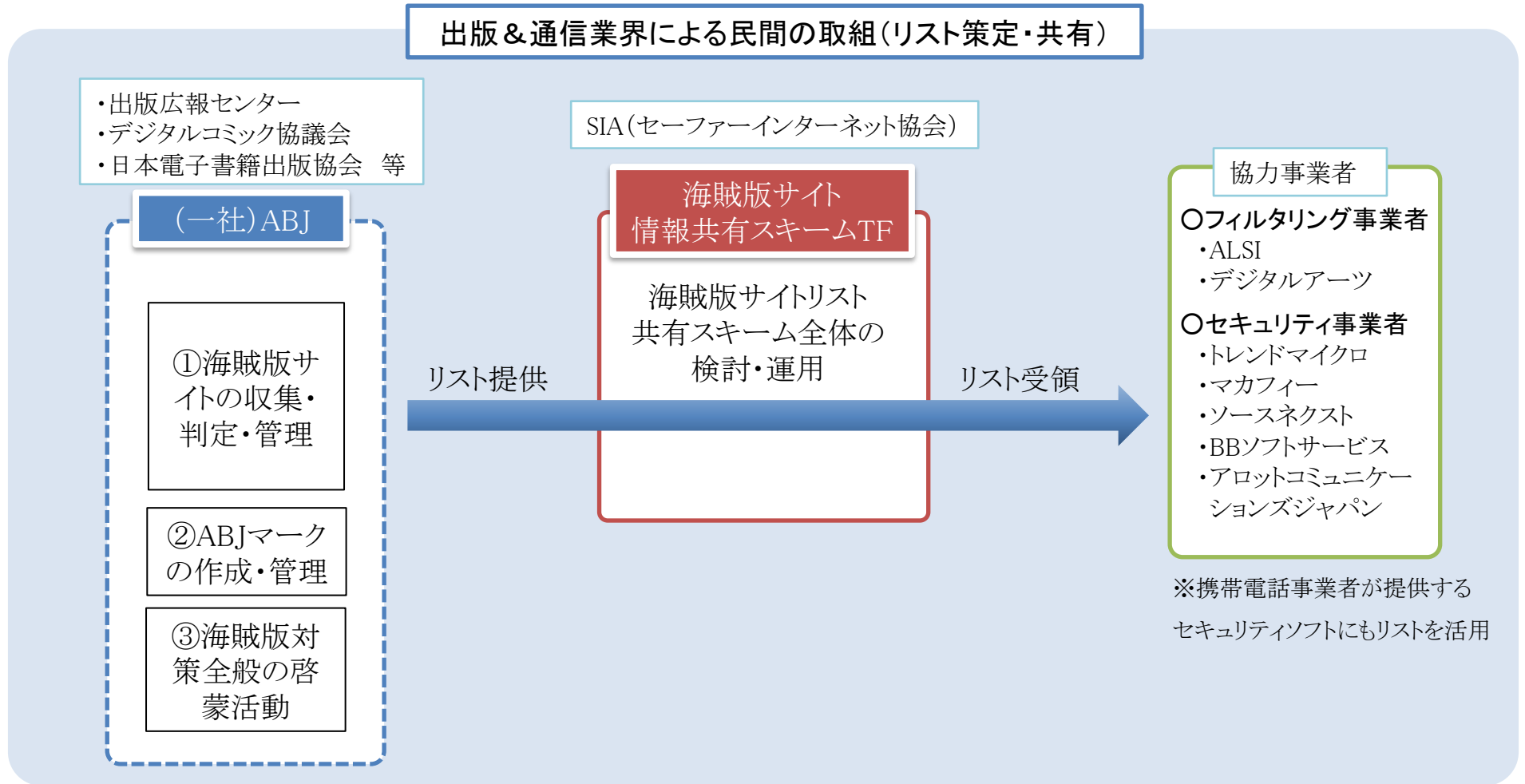
<概要>

○調査実施期間:2020年11月19日(木)~2020年11月25日(水)

○回答者数:2,000名(WEBアンケート調査)



- 民間部門が協力して、海賊版サイトのリストを策定・共有。
 - 出版業界で新法人を設立し、同法人において海賊版サイトの収集・判定を実施(2020年10月開始)
 - SIA(セーフターインターネット協会)が海賊版サイトリストの情報共有スキームを運用(同年11月開始)
- 海賊版サイトのアクセス抑止効果を持つセキュリティ対策ソフトへ海賊版サイトのリストを活用。



3. 発信者情報開示に関する取組

～プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律(概要)(令和3年4月28日公布)～

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続※）を創設するなどの制度的見直しを行う。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

1. 新たな裁判手続の創設

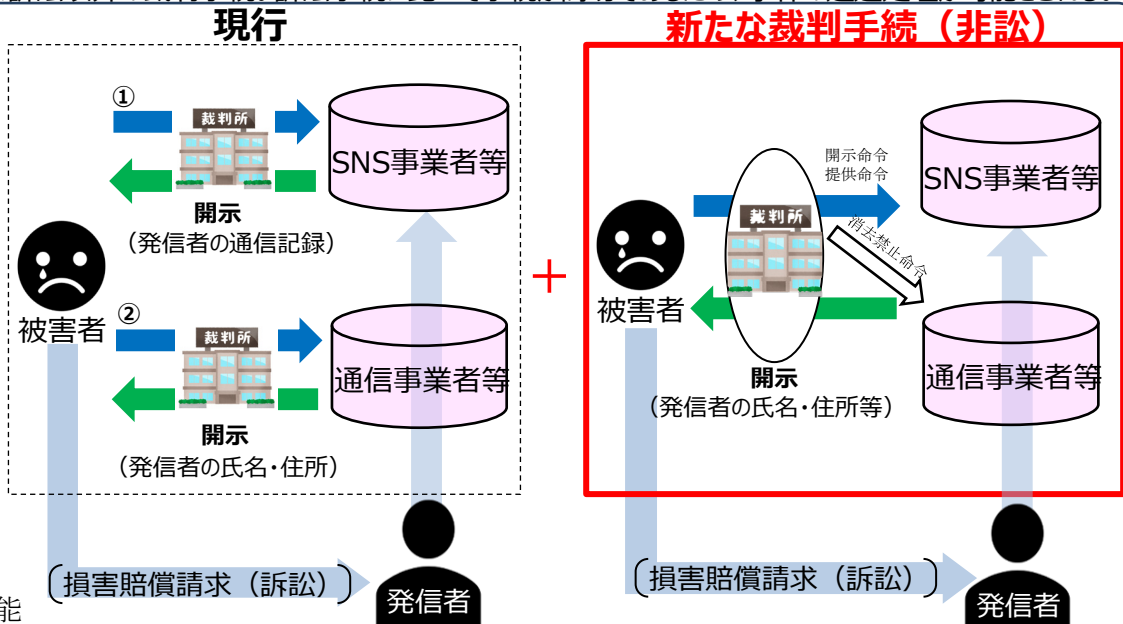
現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令※を設ける。 ※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を定める。

※新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能

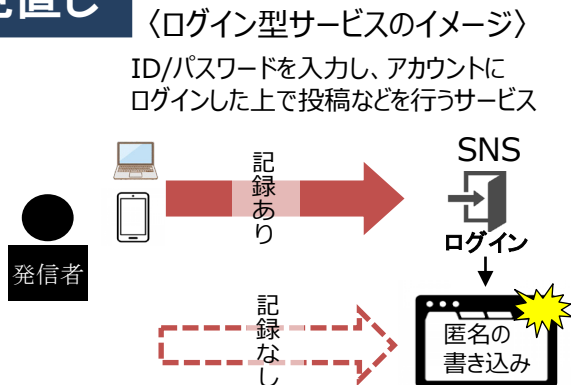


2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定をするためにログイン時の情報の開示が必要。

【改正事項】

- 発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行う。



3. その他

【改正事項】

- 開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会※において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会する。 ※新たな裁判手続及び現行手続(訴訟手続及び任意開示)の場合

(施行日：公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)

①ICANN (※1) における、ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応に関する議論の推進

- 「インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー」(2020年12月25日)においては、「海賊版サイトのドメイン名に関し、ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応の強化について、国際的な場(ICANN等)において議論を推進」することとされている。
- これを受けて、2021年3月のICANN70 GAC (※2) 会合及び6月のICANN71 GAC会合では、海賊版サイトのドメイン名への事後的対応に関して、ドメイン名の管理・登録を行う事業者によるICANN契約の規定遵守強化に向けた働きかけを実施。

※1 ICANN(The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)
ドメイン名やIPアドレスなどのインターネットの重要資源の管理・調整を行う組織

※2 政府諮問委員会(Government Advisory Committee : GAC)
179の国/地域と38の国際機関等の代表が出席し、ICANNに対して政府の立場から助言を行う組織。我が国からは総務省が出席。

【ICANN71 GAC会合(2021年6月)での海賊版対策に関する働きかけ (※3)】

- 総務省から、ICANN契約遵守(※4)の観点から以下の点を発言。 ※3 インターネット上のコンテンツの扱いに関する議論はICANNの所掌外であることから、DNS不正利用全体の文脈において発言。
 1. ドメイン名登録時における登録者の情報収集
 - ー ドメイン名登録者の電話番号、郵便宛先等の情報収集の徹底
 2. ドメイン名の登録者の身元確認(WHOIS登録データの正確性)
 - ー メールよりも確認の精度が高い、電話番号を用いた身元確認の推奨
 3. ICANNによる不正利用対応の強化
 - ー ICANNコンプライアンス部門に不正利用報告された際の、ドメイン名の管理・登録を行う事業者からICANNに対する、ドメイン名が不正利用に利用されていないことを示すエビデンスの提出
- GACの成果文書でも、ICANN契約の遵守の重要性や、ドメイン名の登録者情報の正確性確保の重要性が認識されるとともに、ICANNによる厳格なモニタリングを支持すること等が採択された。

※4 ICANNとドメイン名の管理・登録を行う事業者との間の契約では、事業者が、ドメイン名登録時に登録者の情報収集や身元確認を行うことや、不正利用報告窓口を設置し、不正利用報告が寄せられた際に迅速に対応すること等が義務づけられている。

インターネットの自由と表現の自由を守るためにも、マルチステークホルダーによる議論と自主的な取組による自浄作用が機能することが重要。

インターネットの高度化と複雑化に伴い、インターネット上の活動に関わる主体は増加している。インターネットの不正利用防止のためには、関係のあるステークホルダー間での議論と協力が必要。

＜ステークホルダーの例＞

- ・電気通信事業者（インターネット接続サービス提供者）
- ・コンテンツレイヤサービス提供者（SNS事業者等）
- ・検索サービス提供者
- ・広告事業者
- ・CDNサービス提供者
- ・ドメイン関係のレジストリ、レジストラ、レジストラント
- ・ユーザひとりひとり